

平成 29 年度郷土芸能等提供事業要綱

(趣旨及び事業目的)

第1条 公益財団法人高知県観光コンベンション協会(以下「協会」といいます。)は、高知県へのコンベンション及びスポーツ大会等の誘致を促進し、宿泊交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るために、「郷土芸能等提供事業」を予算の範囲内で実施するものとします。

(郷土芸能等提供事業)

第2条 郷土芸能等提供事業(以下、「提供事業」といいます。)の対象事業、提供内容及び提供数等については、別表1に定めるとおりとします。

(申 請)

第3条 郷土芸能等の提供を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、提供事業の対象となるコンベンション(以下、「コンベンション」といいます。)の開催予定日の30日前までに、次に掲げる書類を協会会長(以下「会長」といいます。)に提出してください。

- ア コンベンション開催支援申請書(第1号様式)
- イ 開催要綱
- ウ その他会長が必要と認める書類

(提供の決定と通知)

第4条 会長は、前条による申請が適当と認められたときは、その旨を申請者に「郷土芸能等提供通知書」をもって通知することとします。ただし、当該申請者が別表2に掲げるいずれかに該当する場合を除きます。

(変更申請等)

第5条 提供の決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合、以下の表に従って変更申請又は、変更届の提出を行ってください。

申請又は届出	内 容	提出書類	提出期限
変更申請	提供数を増加させる場合	①コンベンション開催支援変更申請書(第2号様式) ②その他会長が必要と認める書類	コンベンション開催予定日の30日前まで

変更申請	提供数を減少させる場合、もしくは、提供事業を取消す場合	①コンベンション開催支援変更申請書(第2号様式) ②その他会長が必要と認める書類	コンベンション開催予定日の30日前まで(歓迎看板の場合は、看板設置予定日30日前まで)
	コンベンションが中止となる場合		*上記を過ぎた場合、実費(歓迎看板の場合は、道路使用許可申請手数料を含む)を頂くことがあります。
変更届	申請者に関する情報、コンベンションの名称、開催期間、開催場所等が変更となる場合	①コンベンション変更届(第2号様式) ②その他会長が必要と認める書類	決定次第、報告してください。

(変更申請の承認と通知)

第6条 会長は、前条による変更申請が適当と認められたときは、変更を承認し、「コンベンション開催支援郷土芸能等提供変更通知書」をもって通知することとします。

(実績報告)

第7条 申請者は、申請したコンベンション終了後30日以内又は、平成30年3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を会長に提出してください。

ア コンベンション開催支援実績報告書(第3号様式)

イ コンベンション宿泊確認書(第3-2号様式)

ウ 宿泊施設による宿泊人数証明書(第3-3号様式)又は、県外参加者名簿による宿泊人数証明書(第3-4号様式)

* 県外参加者名簿による宿泊人数証明書(第3-4号様式)の場合は、県外参加者名簿を添付してください。

エ その他会長が必要と認める書類

(郷土芸能等提供事業者への支払)

第8条 会長は、実績報告に基づき、下記のとおり郷土芸能等提供事業者への支払いをするものとします。なお、高知県内1日あたりの宿泊者数が別表1に定める宿泊者数に満たない場合は、提供対象とはなりません。

(取消)

第9条 提供の決定後においても、申請若しくは報告内容に虚偽が認められるときは、会長は

当該提供の全部又は一部を取り消すことができることとし、既に提供が終了しているときは、その実費負担を求めることとします。

(検査等)

第 10 条 会長は、必要に応じて申請者に対し、コンベンションの実施状況について報告を求め、調査を行います。

(関係書類の整備)

第 11 条 申請者は、当該事業に係る経理の収支を明らかにし、帳簿及び証拠書類を平成 30 年 4 月 1 日から起算して 5 年間保存してください。

(アンケートの実施)

第 12 条 会長は、コンベンションの主催者・参加者に対しアンケートを実施することがあります。その際、参加者に対してコンベンションの主催者よりアンケート記入を依頼し、用紙を配布・回収してください。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定めるものとします。

(附則)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。